

ねんきん定期便

～どうやって見るの？～



福利課 年金担当

もくじ

1. ねんきん定期便とは
2. **59歳**の「封書」で届くねんきん定期便の見方
3. **50歳以上**(59歳以外)の「はがき」で届くねんきん定期便の見方
4. **35・45歳**の「封書」で届くねんきん定期便の見方
5. **50歳未満**(35・45歳以外)の「はがき」で届くねんきん定期便の見方



1. ねんきん定期便とは

「ねんきん定期便」とは、毎年1回、誕生月に、年金加入者（被保険者）の方に対して、年金加入期間と将来の年金の見込み額をお知らせしているものです。

「ねんきん定期便」は、**現在加入している公的年金制度の実施機関から送付されます。**

「ねんきん定期便」に記載されている年金加入記録は、誕生月（送付月）の4か月前までの記録が表示されます。

例) 12月2日から1月1日生まれの方の場合、8月までの年金加入記録を抽出し、10月に作成し、12月に発送します。



2. 59歳の「封書」で届くねんきん定期便の見方

一番知りたい！年金の受取見込額（合計額）を確認するには？

※現在の年金加入状況、標準報酬月額、標準賞与額が60歳まで継続したものととして年間受取見込額を表示

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、令和 年 月 日までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)	
このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。	

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)				船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
月	月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険(b)							
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月

2. 老齢年金の見込額 (加入状況の変化や毎年の経済 種々の 変化します。あくまで参考としてください。)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
(1)と(2)の合計 (1年間の受取見込額)	円	円	円	円

(拡大図)

2. 老齢年金の見込額 (加入状況の変化や毎年の経済の状況など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
(1)と(2)の合計 (1年間の受取見込額)	円	円	円	円

年間の受取見込額を確認するには、
「65歳」時点の「(1)と(2)の合計」
 をチェック！（金額は年額です。）

5 9歳通知 ねんきん定期便チェックポイント

- 「これまでの年金加入期間」の確認（「ねんきん定期便」送付月（誕生月）の4か月前までの年金加入期間を表示）
ねんきん定期便にこれまでの「年金加入履歴」欄があります。表示されている履歴に「もれ」「誤り」がないか確認し、「これまでの年金加入期間」欄に反映されていることを確認してください。
なお、「もれ」「誤り」がある場合は、ねんきん定期便に記載されている「問い合わせ先」（当共済組合）までご連絡ください。
 - ・ 国民年金、厚生年金保険（第1～4号厚生年金）等の加入期間が記載されています。
 - ・ 「国民年金 計」欄には、日本年金機構が決定・支給する「老齢基礎年金（国民年金）」の基礎となる期間が記載されています。
 - ・ 「公務員厚生年金」欄には、すべての公務員共済組合加入期間が記載されています（臨時的任用などで一般厚生年金に加入した期間は含まれません。）。
 - ・ 転入・再就職などにより、他の共済組合・他の支部から異動されてきた方については、送付時期によって「公務員厚生年金」欄の加入月数が不足している場合があります。
※ 当該期間については、他の共済組合・他の支部から年金記録の移管を受けて順次整備を行っております。ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。
- 「老齢年金の見込額」の確認（加入状況や毎年の経済状況などの要因により変化しますのであくまで参考としてください。）
65歳で受け取れる現在の年金加入条件（標準報酬月額、標準賞与額）が60歳まで継続したものとして年間受取見込額が表示されています。

3. 50歳以上（59歳以外）の「はがき」で届くねんきん定期便の見方

●概ね以下の内容が記載されています。

- これまでの**年金加入期間**
- 老齢年金の**種類と見込額**（注）
- 最近の月別状況
- これまでの保険料納付額（参考）

（注）現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと仮定して計算しています。

なお、すでに老齢厚生年金の受給権がある方にはお知らせしていません。



50歳以上になると65歳で受けることができる年金見込み額が表示されます。

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号		
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）						
国民年金（a）				年金加入期間合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金		私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）				
月	月	月	月	月	月	月
2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）						
受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～	円	円
(1) 国民年金						
(2) 厚生年金保険						
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分）	特別支給の老齢厚生年金 （定額部分）	特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分）	特別支給の老齢厚生年金 （定額部分）	円	円
公務員厚生年金期間 （国家公務員・地方公務員）	（報酬比例部分）	円	（報酬比例部分）	円	円	円
私学共済厚生年金期間 （私立学校の教職員）	（報酬比例部分）	円	（報酬比例部分）	円	円	円
(1)と(2)の合計					円	円

年金加入期間

65歳

年間の受取見込額を確認するには、
「65歳」時点の「(1)と(2)の合計」
をチェック！（金額は年額です。）

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

公立学校共済組合ホームページのご案内

当共済組合年金相談窓口などについては、公立学校共済組合のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>) をご覧ください。

地共済年金情報Webサイトのご案内

「地共済年金情報Webサイト」をご利用いただければ、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがインターネットでご覧いただけます。

なお、ご利用いただける方は、組合員や組合員であった方が対象となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- ①退職一時金全額受給期間のみを有する方
- ②若齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ③退職共済年金、若齢厚生年金等の年金受給者の方
- ④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

「地共済年金情報Webサイト」は、当共済組合のホームページからアクセスすることができます。 (<https://www.kouritu.or.jp/>)

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる場合は、国民年金・厚生年金保険期間については、お近くの年金事務所へ、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団へ、国家公務員・地方公務員期間については、当共済組合へお問い合わせください。

最近の月別状況
(過去13か月分の保険料表示)

月	国民年金(第1号)	国民年金(第3号)	厚生年金	公務員厚生年金	私立学校共済
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、令和 年 月 日までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私立共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

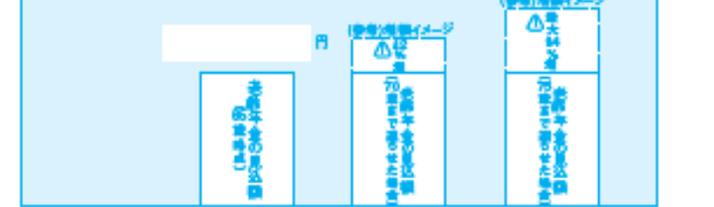
(1) 国民年金(第1号被保険者期間)	国民年金保険料
(2) 厚生年金 一般厚生年金 公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員) 私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円
(1)と(2)の合計	円

これまでの保険料の納付額

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ①国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
- ②厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。
- ③国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入（昭和61年4月）以後の保険料納付額（国家公務員共済期間に遡算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。）のみを表示しています。
- ④地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- ⑤国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、又は、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。

年金額のイメージ



⚠ 繰下げ加算額を算定する際は、在職による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。

4. 35・45歳の「封書」で届くねんきん定期便の見方

ねんきん定期便

様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
令和 年 月 日までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

(1) 国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	円
(2) 厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	円
一般厚生年金期間		円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)		円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)		円
(1)+(2)の合計		円

これまでの加入実績のみを基に計算した年金額(年額)が表示されています。

このお知らせは、見方ガイドの4～5ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金	国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	(累計額)	円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	(累計額)	円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	(累計額)	円

【備考欄】

- 保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
- 今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- 年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
※年金受給を選らせた場合、年金額が増加します。
(例)70歳を選択した場合、65歳と比較して42%増額
75歳を選択した場合、84%増額(最大)

△繰下げ加算額を算定する際は、在職による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。
また、加給年金額も増額の対象とはなりません。

35・45歳通知 ねんきん定期便チェックポイント

- 「これまでの年金加入期間」の確認（「ねんきん定期便」送付月（誕生月）の4か月前までの年金加入期間を表示）
ねんきん定期便にこれまでの「年金加入履歴」欄があります。表示されている履歴に「もれ」「誤り」がないか確認し、「これまでの年金加入期間」欄に反映されていることを確認してください。

なお、「もれ」「誤り」がある場合は、ねんきん定期便に記載されている「問い合わせ先」（当共済組合）までご連絡ください。

- 国民年金、厚生年金保険（第1～4号厚生年金）等の加入期間が記載されています。
- 「国民年金 計」欄には、日本年金機構が決定・支給する「老齢基礎年金（国民年金）」の基礎となる期間が記載されています。
- 「公務員厚生年金」欄には、すべての公務員共済組合加入期間が記載されています（臨時的任用などで一般厚生年金に加入した期間は含まれません。）。
- 転入・再就職などにより、他の共済組合・他の支部から異動されてきた方については、送付時期によって「公務員厚生年金」欄の加入月数が不足している場合があります。

※当該期間については、他の共済組合・他の支部から年金記録の移管を受けて順次整備を行っております。ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

- 「老齢年金の見込額」の確認（これまでの年金加入期間に応じた見込額）
これまでの加入実績のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。

5. 50歳未満（35・45歳以外）の「はがき」で届くねんきん定期便の見方

●概ね以下の内容が記載されています。

- これまでの**年金加入期間**
- 老齢年金の**見込額**（注）
- 最近の**月別状況**

（注）現在までの加入実績のみを基に計算した年金額

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号を		
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）						
国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格 （a+b+c）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険計			
月	月	月	月	月	月	月

年金加入期間

①「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の納付期間の月数も含めて表示しています。
 ②（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	加入実績に応じた年金額（年額）	保険料納付額（累計額）
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料（第1号被保険者）
	円	円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金被保険者期間	円	円
公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）	円	円
私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員）	円	円
(1)と(2)の合計	円	円

これまでの加入実績に応じた年金額について
 ①これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。
 ②国家公務員と地方公務員の両方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
 ③平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過的計算を併せて表示しています。
 ※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付額に別添付の「別添付表」に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が変更されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については「職域加算部分」として当共済組合等から支給されます。
 ④年金額は、年金加入記録に不備があることなどにより、表示していない場合があります。一般厚生年金期間については、当共済組合へ、私学共済厚生年金期間については、日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。

「現在までの加入実績のみを基に計算した年金額」

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

公立学校共済組合ホームページのご案内

当共済組合年金相談窓口などについては、公立学校共済組合のホームページ
(<https://www.kouritu.or.jp/>)をご覧ください。

地共済年金情報Webサイトのご案内

「地共済年金情報Webサイト」をご利用いただければ、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがインターネットでご覧いただけます。

なお、ご利用いただける方は、組合員や組合員であった方が対象となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- ①退職一時金全額受給期間のみを有する方
- ②老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ③退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
- ④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

「地共済年金情報Webサイト」は、当共済組合のホームページからアクセスすることができます。(<https://www.kouritu.or.jp/>)

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる場合は、国民年金・厚生年金保険期間については、お近くの年金事務所へ、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団へ、国家公務員・地方公務員期間については当共済組合へお問い合わせください。

最近の月別状況 (過去13か月分の保険料表示)

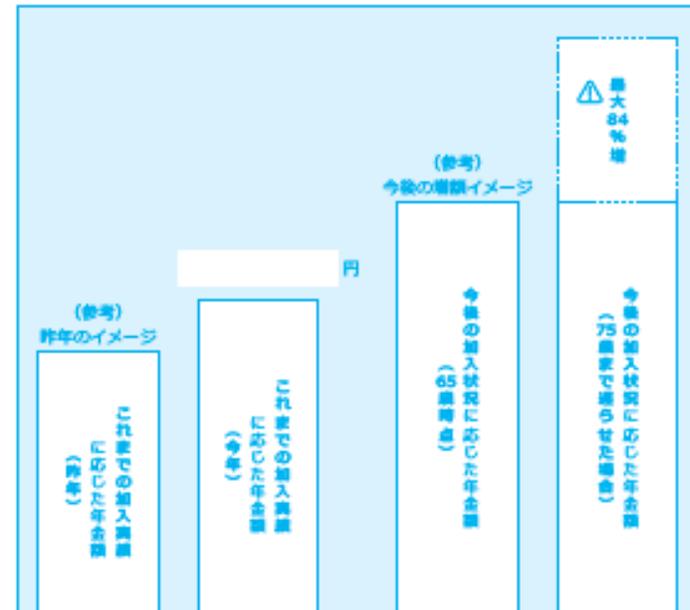
月	国民年金	厚生年金保険	私立学校共済年金
令和 年 月			

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、令和 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私立学校共済年金期間 (私立学校の教職員)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

年金額のイメージ



①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。

②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。

③年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。

※年金受給を選らせた場合、年金額が増加します。

(例) 70歳を選択した場合、65歳と比較して42%増額
75歳を選択した場合、84%増額(最大)

⚠️繰下げ加算額を算定する際は、在職中による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

また、加給年金も増額の対象とはなりません。

まとめ

難しそう、

となかなか見ることのなかった

「ねんきん定期便」を開いてみませんか？

意外とわかりやすく表示されています。

